

別表3 判定料金（第18条関係）

（円：税込金額）

用途	床面積	モデル建物法		標準入力法 （主要室入力法を含む）	
		新規申請	軽微変更該当証明申請	新規申請	軽微変更該当証明申請
(イ)	300 m ² ～1,000 m ² 未満	97,000	48,000	249,000	124,000
	1,000 m ² ～2,000 m ² 未満	130,000	65,000	328,000	164,000
	2,000 m ² ～5,000 m ² 未満	211,000	105,000	467,000	233,000
	5,000 m ² ～10,000 m ² 未満	275,000	137,000	576,000	288,000
	10,000 m ² ～25,000 m ² 未満	330,000	165,000	680,000	340,000
	25,000 m ² ～40,000 m ² 未満	387,000	193,000	776,000	388,000
	40,000 m ² 以上	見積り		見積り	
(ロ)	300 m ² ～1,000 m ² 未満	73,000	36,000	189,000	93,000
	1,000 m ² ～2,000 m ² 未満	98,000	49,000	246,000	123,000
	2,000 m ² ～5,000 m ² 未満	158,000	79,000	350,000	175,000
	5,000 m ² ～10,000 m ² 未満	206,000	103,000	432,000	216,000
	10,000 m ² ～25,000 m ² 未満	247,000	123,000	510,000	255,000
	25,000 m ² ～40,000 m ² 未満	290,000	145,000	582,000	291,000
	40,000 m ² 以上	見積り		見積り	
(ハ)	300 m ² ～1,000 m ² 未満	24,000	12,000	28,000	13,000
	1,000 m ² ～2,000 m ² 未満	34,000	17,000	39,000	19,000
	2,000 m ² ～5,000 m ² 未満	84,000	42,000	91,000	45,000
	5,000 m ² ～10,000 m ² 未満	128,000	64,000	135,000	67,000
	10,000 m ² ～25,000 m ² 未満	159,000	79,000	166,000	83,000
	25,000 m ² ～40,000 m ² 未満	196,000	98,000	205,000	102,000
	40,000 m ² 以上	見積り		見積り	

別表3適用における留意事項

1 用途の分類は、以下による。ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも（イ）の用途がある場合は（イ）とし、（イ）の用途が全く含まれず、（ロ）の用途が一部でも含まれる場合は（ロ）の用途とする。

- （イ） ホテル、病院、集会所等
- （ロ） 事務所、物販店舗、学校、飲食店等
- （ハ） 工場、倉庫等

2 表の面積算定等については、以下による。

- ① 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ② 省エネ適判の対象建築物ではあるものの床面積が0㎡である場合は、表によらず、一律15,000円とする。
- ③ 計画の変更に係る判定に係る手数料は、表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、次の場合は表の金額とする。
 - a) モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する場合
 - b) 直前の判定を他の判定機関または所管行政庁にから受けている場合
 - c) ②の申請が、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合
- ④ 複合建築物においては、非住宅部分により料金を算定する。なお、高い開放性を有する部分を除く住宅部分が300㎡以上である場合は、所管行政庁への図面送付等の事務手数料として、一律5,000円を加算する。
- ⑤ 増改築の場合、既存部分を含めた面積で表を適用する。ただし、既存部分のBEIに既定値を採用する計算方法の場合は、増改築対象の非住宅部分の用途及び面積により算定する。